

# 詳細表

## 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

### (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

#### ① 概況

区分	① 企業数 企業 人	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 人	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100 %	⑤ 法定雇用率達成企業の数 企業	⑥ 法定雇用率達成企業の割合 %	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 人	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 人	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 人	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 人	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 人				F. うち新規雇用分 人
徳島県	511 ( 430 )	82,148.5 76,429.5	366 342	58 57	901 824	231.0 185.0	1,806.5 1,657.5	189.0 187.5	2.20 2.17	308 284	60.3 66.0
全国	100,586 ( 91,024 )	26,104,834.5 25,204,720.0	117,892 112,860	16,026 14,842	262,305 231,187	41,309 48,092	534,769.5 495,795.0	60,491.5 50,940.0	2.05 1.97	46,217 45,553	45.9 50.0

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者 人	b. 重度身体障害者である短時間労働者 人	c. 重度以外の身体障害者 人	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 人	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 人	f. うち新規雇用分 人	a. 重度知的障害者 人	b. 重度知的障害者である短時間労働者 人	c. 重度以外の知的障害者 人	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 人	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 人	f. うち新規雇用分 人	c. 精神障害者 人	d. 精神障害者である短時間労働者 人	e. 計 c+(d-e)×0.5+e 人	f. うち新規雇用分 人	
徳島県	1,806.5 ( 1,657.5 )	317 ( 295 )	43 ( 40 )	420 ( 406 )	36 ( 33 )	1,115.0 ( 1,052.5 )	75.0 ( 89.5 )	49 ( 47 )	15 ( 17 )	349 ( 309 )	98 ( 87 )	511.0 ( 463.5 )	73.0 ( 63.5 )	132 ( 109 )	68 ( 65 )	29.0 ( - )	180.5 ( 141.5 )	41.0 ( 34.5 )
全国	534,769.5 ( 495,795.0 )	98,193 ( 94,234 )	11,691 ( 10,821 )	129,993 ( 126,584 )	16,276 ( 15,162 )	346,208.0 ( 333,454.0 )	28,506.0 ( 26,413.5 )	19,699 ( 18,626 )	4,335 ( 4,021 )	68,757 ( 63,181 )	17,353 ( 15,679 )	121,166.5 ( 112,293.5 )	14,074.0 ( 12,739.0 )	50,708 ( 41,422 )	20,527 ( 17,251 )	12,847 ( - )	67,395.0 ( 50,047.5 )	17,911.5 ( 11,787.5 )

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合	
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5				F. うち新規雇 用分
規模計	企業 511 ( 430 )	82,148.5 人 ( 76,429.5 )	366 人 ( 342 )	58 人 ( 57 )	901 人 ( 824 )	231 人 ( 185 )	1,806.5 人 ( 1,657.5 )	189.0 人 ( 187.5 )	2.20 % ( 2.17 )	企業 308 ( 284 )	60.3 % ( 66.0 )
45.5～ 50人未満	企業 53 ( — )	2,521.5 人 ( — )	11 人 ( — )	2 人 ( — )	21 人 ( — )	3 人 ( — )	46.5 人 ( — )	4.0 人 ( — )	1.84 % ( — )	企業 23 ( — )	43.4 % ( — )
50～ 100人未満	248 ( 222 )	17,313.5 ( 15,443.0 )	65 ( 68 )	23 ( 19 )	196 ( 176 )	97 ( 61 )	397.5 ( 361.5 )	61.0 ( 49.5 )	2.30 ( 2.34 )	148 ( 142 )	59.7 ( 64.0 )
100～ 300人未満	165 ( 165 )	26,396.5 ( 26,097.0 )	131 ( 123 )	17 ( 13 )	298 ( 296 )	69 ( 60 )	611.5 ( 585.0 )	48.0 ( 61.0 )	2.32 ( 2.24 )	114 ( 115 )	69.1 ( 69.7 )
300～ 500人未満	29 ( 28 )	10,988.5 ( 10,651.0 )	43 ( 40 )	9 ( 14 )	106 ( 98 )	21 ( 25 )	211.5 ( 204.5 )	26.0 ( 23.5 )	1.92 ( 1.92 )	14 ( 16 )	48.3 ( 57.1 )
500～ 1000人未満	9 ( 8 )	6,501.0 ( 6,032.0 )	28 ( 27 )	5 ( 7 )	74 ( 59 )	26 ( 28 )	148.0 ( 134.0 )	19.5 ( 16.5 )	2.28 ( 2.22 )	5 ( 6 )	55.6 ( 75.0 )
1,000以上	7 ( 7 )	18,427.5 ( 18,206.5 )	88 ( 84 )	2 ( 4 )	206 ( 195 )	15 ( 11 )	391.5 ( 372.5 )	30.5 ( 37.0 )	2.12 ( 2.05 )	4 ( 5 )	57.1 ( 71.4 )

(3) 産業別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	企業 511 (430)	人 82,148.5 (76,429.5)	人 366 (342)	人 58 (57)	人 901 (824)	人 231 (185)	人 1,806.5 (1,657.5)	人 189.0 (187.5)	% 2.20 (2.17)	企業 308 (284)	% 60.3 (66.0)
農、林、漁業	企業 5 (3)	人 460.5 (362.5)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 6 (4)	人 0 (0)	人 10.0 (6.0)	人 1.0 (0.0)	% 2.17 (1.66)	企業 5 (3)	% 100.0 (100.0)
鉱業,採石業, 砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	16 (13)	1,197.0 (1,025.5)	7 (10)	1 (0)	5 (6)	0 (0)	20.0 (26.0)	1.0 (7.0)	1.67 (2.54)	9 (11)	56.3 (84.6)
製造業	104 (91)	25,336.5 (24,470.0)	131 (130)	1 (3)	342 (317)	6 (7)	608.0 (583.5)	41.5 (49.5)	2.40 (2.38)	71 (67)	68.3 (73.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (1)	74.0 (75.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	10 (9)	1,605.0 (1,501.5)	6 (6)	0 (1)	10 (12)	0 (0)	22.0 (25.0)	0.0 (2.0)	1.37 (1.67)	2 (4)	20.0 (44.4)
運輸業,郵便業	24 (21)	2,398.5 (2,237.5)	7 (5)	0 (1)	25 (25)	2 (0)	40.0 (36.0)	4.5 (2.0)	1.67 (1.61)	18 (16)	75.0 (76.2)
卸売業,小売業	86 (66)	9,269.0 (7,794.0)	30 (22)	5 (3)	68 (67)	28 (22)	147.0 (125.0)	14.0 (7.0)	1.59 (2.01)	38 (31)	44.2 (47.0)
金融業,保険業	8 (8)	3,762.5 (3,766.5)	24 (23)	1 (2)	25 (29)	3 (2)	75.5 (78.0)	0.0 (2.0)	2.01 (2.07)	2 (4)	25.0 (50.0)
不動産業, 物品賃貸業	2 (0)	100.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
学術研究,専門・ 技術サービス業	11 (9)	1,033.5 (920.0)	7 (7)	0 (0)	11 (8)	0 (0)	25.0 (22.0)	0.0 (0.0)	2.42 (2.39)	7 (7)	63.6 (77.8)
宿泊業,飲食サー ビス業	10 (9)	1,141.5 (1,096.0)	2 (2)	1 (1)	9 (9)	8 (9)	18.0 (53.0)	1.0 (16.5)	1.58 (2.63)	5 (6)	50.0 (42.9)
生活関連サービ ス業,娯楽業	14 (13)	2,018.5 (2,147.5)	9 (11)	2 (2)	28 (22)	10 (12)	53.0 (52.0)	16.5 (9.0)	2.63 (2.42)	6 (5)	42.9 (38.5)
教育,学習支援業	7 (4)	1,040.5 (890.5)	4 (4)	1 (0)	11 (11)	0 (0)	20.0 (19.0)	3.0 (3.0)	1.92 (2.13)	4 (4)	57.1 (100.0)
医療,福祉	156 (137)	23,691.0 (22,025.5)	104 (91)	40 (39)	274 (250)	149 (113)	596.5 (527.5)	82.5 (78.0)	2.52 (2.39)	116 (107)	74.4 (78.1)
複合サービス事業	17 (16)	3,428.0 (3,353.5)	23 (18)	1 (1)	27 (21)	3 (2)	75.5 (59.0)	7.5 (4.5)	2.20 (1.76)	9 (7)	52.9 (43.8)
サービス業	40 (30)	5,592.5 (4,764.0)	10 (12)	5 (4)	60 (43)	22 (18)	96.0 (80.0)	16.5 (20.0)	1.72 (1.68)	16 (13)	40.0 (43.3)

民間企業における雇用状況の推移

年	対 象 企業数	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)		法 定 雇用率	
		対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減			
昭和	55 年	153	540		1.83	0.11	60.8	△ 2.4	1.5% (67人)
	56	164	569	29	1.81	△ 0.02	61.0	0.2	
	57	185	611	42	1.83	0.02	60.0	△ 1.0	
	58	183	583	△ 28	1.79	△ 0.04	59.6	△ 0.4	
	59	196	578	△ 5	1.73	△ 0.06	59.7	0.1	
	60	200	580	2	1.72	△ 0.01	55.5	△ 4.2	
	61	195	589	9	1.75	0.03	54.9	△ 0.6	
平成	62	186	571	△ 18	1.71	△ 0.04	55.9	1.0	1.6% (63人)
	63	198	643	72	1.86	0.15	54.5	△ 1.4	
	元 年	206	(588) 677	(17) 34	(1.70) 1.88	(△0.01) 0.02	51.9	△ 2.6	
	2	217	721	44	1.89	0.01	56.7	4.8	
	3	239	767	46	1.88	△ 0.01	51.5	△ 5.2	
	4	252	774	7	1.80	△ 0.08	49.6	△ 1.9	
	5	264	827	53	1.83	0.03	53.0	3.4	
	6	273	823	△ 4	1.77	△ 0.06	54.6	1.6	
	7	281	836	13	1.76	△ 0.01	54.4	△ 0.2	
	8	288	836	0	1.76	0.00	55.0	0.6	
	9	281	798	△ 38	1.66	△ 0.10	51.6	△ 3.4	
	10	288	818	20	1.75	0.09	52.8	1.2	
	平成	11	306	805	△ 13	1.70	△ 0.05	48.0	
12		290	760	△ 45	1.61	△ 0.09	50.0	2.0	
13		268	724	△ 36	1.63	0.02	46.6	△ 3.4	
14		289	677	△ 47	1.46	△ 0.17	40.1	△ 6.5	
15		281	682	5	1.50	0.04	45.6	5.5	
16		304	702	20	1.43	△ 0.07	43.7	△ 1.9	
17		308	708	6	1.41	△ 0.02	44.5	0.8	
18		328	738	30	1.33	△ 0.08	44.2	△ 0.3	
19		333	(731) 839	(23) 101	(1.32) 1.49	(△0.01) 0.16	45.3	1.1	
20		341	890.5	51.5	1.53	0.04	47.2	1.9	
21		343	936.5	46.0	1.61	0.08	52.8	5.6	
22		328	981.0	44.5	1.67	0.06	57.0	4.2	
23		355	1,079.5	98.5	1.67	0.00	55.8	△ 1.2	
24		348	(1,055.5) 1,106.5	(74.5) 27.0	(1.74) 1.68	(0.07) 0.01	57.8	2.0	
25	403	1245.0	138.5	1.78	0.10	53.3	△ 4.5		
26	405	1345.0	100.0	1.90	0.12	57.5	4.2		
27	419	1488.5	143.5	2.04	0.14	64.2	6.7		
28	422	1551.0	62.5	2.09	0.05	63.7	△ 0.5		
29	430	1657.5	106.5	2.17	0.08	66.0	2.3		
	30	511	1806.5	149	2.20	0.03	60.3	△ 5.7	2.20% (45.5人)
			(1,760.0)	(102.5)	(2.21)	(0.04)			

注1

「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人カウント)

平成23年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び

知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外

身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働

者は0.5人カウント)

注2

( )内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

**(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数**

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	203 (100.0%)	153 (75.4%)	29 (14.3%)	11 (5.4%)	3 (1.5%)	6 (3.0%)	1 (0.5%)	— —	— —	135 (66.5%)
45.5人以上 50人未満	30 (14.8%)	30 (14.8%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	30 (14.8%)
50人以上 100人未満	100 (49.3%)	96 (47.3%)	4 (2.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	92 (45.3%)
100人以上 300人未満	51 (25.1%)	22 (10.8%)	22 (10.8%)	6 (3.0%)	— —	1 (0.5%)	— —	— —	— —	13 (6.4%)
300人以上 500人未満	15 (7.4%)	2 (1.0%)	2 (1.0%)	5 (2.5%)	2 (1.0%)	4 (2.0%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
500人以上 1,000人未満	4 (2.0%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	— —	1 (0.5%)	1 (0.5%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (1.5%)	2 (1.0%)	— —	— —	— —	— —	1 (0.5%)	— —	— —	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。